

議案第 25 号

三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

三次市長 福岡 誠志

三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

三次市手数料徴収条例（平成 16 年三次市条例第 86 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 35 号の表中

「

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）第 4 条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第 107 条の 2 第 1 項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査	指定介護療養型医療施設指定更新手数料	15,000 円
旧介護保険法第 108 条第 1 項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の変更の申請に対する審査	指定介護療養型医療施設指定変更手数料	15,000 円

」を

削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。